

青森大学情報セキュリティポリシー

(目的)

第一条 この規定は青森大学（以下「本学」という。）における情報資産について、学術研究、教育、管理運営事務の基盤としてふさわしいセキュリティ水準を達成するよう適切なセキュリティ対策を実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティポリシーを定める。

(方針)

第二条 前条の目的を達するため、本学は情報セキュリティ基本方針（以下、「基本方針」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) (1)～(5)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第三条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第四条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、本学学則及び本学が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。

附則

このポリシーは令和6年4月1日から施行する。